

保証委託契約書及び保証契約書 改訂のご案内

2020 年 3 月 吉 日

2020年4月1日(水)施行される改正民法に伴い、保証委託契約書及び保証契約書の校正、一部約款の改訂、追加を行いました。2020年4月1日(水)以降のご契約に関しては新契約書を用いご契約して頂きますようお願いすると共に一部約款変更による運用改訂についてもご理解賜りますようお願い申し上げます。

変更点 ①

連帯保証人を付帯する場合の極度額を追加しました。

改正民法施行後に連帯保証人を付帯する場合、保証委託契約書に連帯保証人が負担する極度額を明記することが法律上義務付けられます。

極度額の定めない連帯保証契約は、無効となりますのでご注意ください。

変更点：連帯保証人極度額の追加（下記赤枠欄）

連 帯 保 証 人	【連帯保証人付契約時のみ記入】			
	氏 名		実印	自宅電話番号 携帯電話番号
	生年月日	(S) (H)	年 月 日	続柄
	現住所	〒		
	極度額			

※「連帯保証人様欄」は連帯保証人の自署と実印の押印をお願い致します。

※「連帯保証人付契約時」は「印鑑証明書」の原本のご提出をお願い致します

※極度額の記載ない連帯保証契約は無効となります。

連帯保証契約を旧契約書（極度額欄がないもの）で締結した場合、新契約書にて巻き直して頂くことになりますので、予めご了承ください。

変更点 ②

連帯保証人を付帯する場合「差入書」取得をお願いします。

改正民法施行後は契約する賃借人が個人保証を委託する場合、申込人（賃借人）の財務情報を連帯保証人へ提供することが義務付けられます。

これに伴い、義務を履行したかを書面で記録・保管しなければなりません。

下記のとおり別紙「差入書」を取得して頂き、ご提出をお願いいたします。

変更点：「差入書」の追加

新日本信用保証株式会社 印中	
差 入 書	
別紙、保証委託契約書（以下「本契約」という）に附づく連帯保証契約締結に際し、貴借人（以下「甲」という）と連帯保証人（以下「乙」という）は、下記事項について甲は正しい情報を乙に説明し、また、乙は正にその説明を受けた上で、甲乙署名捺印の上で本書面を捺入します。	
1) 主債務者（甲）の財産及び収支の状況について 乙は、甲から、貸借対照表、損益計算書又は確定申告書、財産債務調書（個人に於いては、源泉徴収票、課税証明書、預貯金等）の提示を受けて、同人の財産及び収支の状況について情報提供を受けたか。 ☐ はい ☐ いいえ	
2) 主債務者（甲）が主債務以外に負担している債務並びに、その額及び履行状況について 乙は、甲から貸借対照表、損益計算書又は確定申告書、財産債務調書（個人に於いては、源泉徴収票、課税証明書、預貯金等）の提示を受けて、同人が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況について情報提供を受けたか。 ☐ はい ☐ いいえ	
3) 主債務者（甲）の貴借人に対する担保の有無について 乙は、甲に対して、甲が貴借人に対し又は提供しようとする他の担保の有無について確認したか。 ☐ はい ☐ いいえ	
4) 上記で「はい」に記載した場合、甲の貴借人に対する担保の有無について回答下さい。 ☐ 有 ☐ 無	
5) 上記で「有」に記載した場合、甲から担保の内容について説明をうけましたか（上記回答が「無」の場合、回答は不要です。） ☐ はい ☐ いいえ	
年 月 日	
【貴借人（甲）】	
氏名：	印
【連帯保証人（乙）】	
氏名：	印

連帯保証人を付帯する契約に

「差入書」の取得が必要となります。

契約書ダウンロードシステム（WEB機能ハグス）をご利用する場合には、本差入書は保証委託契約書と同時に印刷されます。

※ 国交省:家賃債務保証会社登録制度は現在申請中となります。登録完了は4月上旬の予定でございます ※



新日本信用保証

〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-19-7 富士ソフトビル 13F

代表03-5669-5060 F A X 03-5669-5067